

検査実施料に関するお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
この度、令和6年12月27日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発1227第2号」および「保医発1227第4号」により、測定項目に検査実施料の新設および留意事項の変更がされましたので、下記の通りご案内いたします。
健康と医療の未来に貢献すべく、より良い検査サービスのご提供に努めてまいります。
謹白

記

■ 適用日 令和7年 1月 1日から適用

■ 新規保険収載

測定項目	保険点数
マイコプラズマ・ジェニタリウム核酸及びマクロライド耐性変異同時検出	350点
免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製（P16タンパク）	720点

■ 保険収載内容 一部変更

測定項目	保険点数
BRCA1/2遺伝子検査（腫瘍細胞を検体とするもの）	20200点



新規保険収載

測定項目	保険点数	検体検査判断料	診療報酬点数表区分
マイコプラズマ・ジェニタリウム核酸及びマクロライド耐性変異同時検出	350点	微生物学的検査判断料 (※7 150点)	「D023」微生物核酸同定・定量検査 「12」
留意事項			
<p>(39) マイコプラズマ・ジェニタリウム核酸及びマクロライド耐性変異同時検出は、以下のいずれかに該当する場合であって、リアルタイムPCR法により測定した場合に、本区分の「12」の腫トリコモナス及びマイコプラズマ・ジェニタリウム核酸同時検出の所定点数を準用して算定する。</p> <p>ア マイコプラズマ・ジェニタリウム感染症を疑う患者に対して、治療法の選択を目的として行った場合。</p> <p>イ マイコプラズマ・ジェニタリウム感染症の患者に対して、治療効果判定を目的として行った場合。</p>			

※受託未定

測定項目	保険点数	検体検査判断料	診療報酬点数表区分
免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製(P16タンパク)	720点	病理判断料 (※8 130点)	「N002」免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製「1」
留意事項			
<p>(11) p16タンパクは、子宮頸部上皮内腫瘍(CIN)が疑われる患者であって、HE染色で腫瘍性病変の鑑別が困難なものに対してHQリンカーを用いて免疫染色病理標本作製を行った場合に、本区分の「1」エストロゲンレセプターを準用して算定する。</p>			

※受託未定

保険収載内容 一部変更 下線部分が変更されました。

測定項目	保険点数	検体検査判断料	診療報酬点数表区分
BRCA1/2遺伝子検査 (腫瘍細胞を検体とするもの)	20200点	遺伝子関連・染色体検査判断料 (※2 100点)	「D006-18」BRCA1/2遺伝子検査 「1」腫瘍細胞を検体とするもの
留意事項			
～ (略) ～			
<p>(1) 「1」腫瘍細胞を検体とするものについては、初発の進行卵巣癌患者、転移性去勢抵抗性前立腺癌患者又は転移性、再発若しくはHER2陰性の術後薬物療法の適応となる乳癌患者の腫瘍細胞を検体とし、次世代シーケンシングにより、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、BRCA1遺伝子及びBRCA2遺伝子の変異の評価を行った場合に限り算定する。</p>			
～ (以下、略) ～			

※受託準備中

尚、本内容は現在受託しております「O2690 3(旧 2690 5) BRCA1/2遺伝子検査(乳癌)」は、対象外となりますので、ご注意ください。「O2690 3(旧 2690 5) BRCA1/2遺伝子検査(乳癌)」の診療報酬点数表区分は、「D006-18「2」血液を検体とするもの」であり、変更はございません。

以上